

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認東北地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 6件

厚生年金関係 6件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 10件

国民年金関係 3件

厚生年金関係 7件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和2年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和22年8月9日から24年1月20日まで
② 昭和35年5月3日から36年1月27日まで

私は、申立期間に係る脱退手当金を受給した記憶は無い。

申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

脱退手当金を支給する場合、本来、過去の全ての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とするものであるところ、申立人に支給されたとする脱退手当金は、昭和19年10月1日から22年5月22日までのA事業所及び34年4月7日から35年1月16日までのB株式会社C事業所に係る厚生年金保険被保険者期間についてはその計算の基礎とされており、未請求となっているが、申立人がこれらの期間を失念するとは考え難い。

また、前述の昭和34年4月7日から35年1月16日までの厚生年金保険被保険者期間は、申立期間①と同一のB株式会社C事業所に係る被保険者期間である上、当該期間は申立期間①及び②と同一の厚生年金保険被保険者記号番号で管理されているにもかかわらず、脱退手当金の計算の基礎とされず、未請求期間とされていることは、事務処理上不自然である。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

東北（宮城）厚生年金 事案 3172

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人の有限会社Aにおける資格取得日に係る記録を昭和39年1月16日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を2万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和39年1月16日から同年2月1日まで

私は、昭和33年1月にB社C事業所に入社し、35年12月にD株式会社に異動となり、36年の中頃からは同社に籍を置いたまま有限会社Aにおいて勤務し、その後、同社に異動して39年2月に同社を退社した。

申立期間の厚生年金保険の加入記録が無いが、勤務先がD株式会社から有限会社Aに変わっただけであり、継続して勤務している上、給与も支給され保険料も控除されていたので、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

複数の同僚の証言及び有限会社Aの回答から判断すると、申立人は、申立てに係るグループ会社に継続して勤務し（D株式会社から有限会社Aに異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、異動日については、申立人の主張及び同僚の証言から、D株式会社が厚生年金保険の適用事業所ではなくなった昭和39年1月16日とすることが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人の有限会社Aにおける健康保険厚生年金保険被保険者原票の被保険者資格取得時（昭和39年

2月1日)の記録から、2万6,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人の申立期間に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、申立期間の厚生年金保険料を控除し、社会保険事務所(当時)に納付したと主張しているが、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対し行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

東北（宮城）厚生年金 事案 3173

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人の有限会社Aにおける資格取得日に係る記録を昭和39年1月16日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和20年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和39年1月16日から同年2月1日まで

私は、昭和37年3月にB株式会社に入社し、39年1月頃に勤務先が有限会社Aに変わったが42年10月に退社するまで継続して勤務した。

申立期間の厚生年金保険の加入記録が無いが、勤務先が変わっただけであり、給与も支給され保険料も控除されていたので、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録、複数の同僚の証言及び有限会社Aの回答から判断すると、申立人は、申立てに係るグループ会社に継続して勤務し（B株式会社から有限会社Aに異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、異動日については、申立人の主張及び同僚の証言から、B株式会社が厚生年金保険の適用事業所ではなくなった昭和39年1月16日とすることが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人の有限会社Aにおける健康保険厚生年金保険被保険者原票の被保険者資格取得時（昭和39年2月1日）の記録から、1万2,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人の申立期間に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、申立期間の厚生年金保険料を控除し、社

会保険事務所（当時）に納付したと主張しているが、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、行ったとは認められない。

東北（秋田）厚生年金 事案 3174

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人の株式会社A（昭和43年5月1日にB株式会社と合併。現在は、C株式会社）における資格喪失日に係る記録を昭和38年10月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を2万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和38年9月22日から同年10月1日まで

私は、昭和27年4月に株式会社Aに入社し、申立期間に関連会社のB株式会社（現在は、C株式会社）に異動して61年10月に退社するまで継続して勤務していたにもかかわらず、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無いので記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及び複数の同僚の証言から判断すると、申立人は株式会社Aに継続して勤務し（株式会社AからB株式会社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、異動日については、申立人と同様に株式会社AからB株式会社に異動し、申立期間の厚生年金保険の加入記録が欠落している同僚が保管する辞令及び複数の同僚の証言から、昭和38年10月1日とすることが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人の株式会社Aにおける昭和38年8月の社会保険事務所（当時）の記録から、2万8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行につ

いては、事業主は不明としており、ほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでない判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立人のA株式会社における資格取得日に係る記録を昭和20年5月20日に、資格喪失日に係る記録を同年8月20日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を50円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名：男
基礎年金番号：
生年月日：昭和5年生
住所：

2 申立内容の要旨

申立期間：昭和20年5月20日から同年8月20日まで

私は、尋常高等小学校を卒業し、同級生と一緒に昭和19年4月から20年5月まで、B県C地区にあったD株式会社（後にA株式会社に名称変更。現在は、有限会社E）で勤務した。その後、会社の命令で同年5月から同年8月まで、F県G地区にあったA株式会社でH業務担当として勤務していた。一緒に勤務していた同級生は同社の厚生年金保険の加入記録があるので、申立期間について、厚生年金保険被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人と尋常高等小学校の同級生であり、同時期にB県C地区にあったD株式会社に入社し、一緒にF県G地区にあったA株式会社に異動した同僚の証言及び同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、昭和20年5月20日に厚生年金保険の被保険者資格を取得し、同年8月20日に被保険者の資格を喪失している7人のうち、複数の同僚の氏名を申立人が記憶していることから判断すると、申立人が申立期間において同社に勤務していたことが推認できる。

また、申立人の同級生である同僚は、「A株式会社で申立人と一緒に部署に勤務し、会社借上げの旅館と一緒に住んでいた。私は同社の厚生年金保険手帳記号番号が判明して記録が確認でき、厚生年金保険料の控除が認

められた。一緒に働いていた申立人とは仕事内容も身分も同じであったので、申立人も厚生年金保険に加入し、厚生年金保険料が控除されていたと思う。」旨述べている。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人と同級生であり同じ職種であったとする上記同僚のA株式会社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の昭和20年5月の記録から、50円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は保険料を納付したか否かについては不明としているが、仮に、事業主から申立人に係る被保険者資格取得届が提出された場合には、その後、被保険者資格喪失届を提出する機会があったこととなるが、いずれの機会においても社会保険事務所（当時は、保険出張所。以下同じ）がこれを記録していないとは、通常の事務処理では考え難いことから、事業主から申立人に係る被保険者資格の取得及び喪失等に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和20年5月から同年7月までの厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

東北（宮城）厚生年金 事案 3176

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、A株式会社（現在は、B株式会社）C事業所における資格取得日に係る記録を昭和32年10月28日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万2,000円にすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和32年10月28日から同年11月1日まで

私は、昭和32年4月から平成3年8月までB株式会社に継続して勤務していたはずなので、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B株式会社が発行した在籍証明書、雇用保険の加入記録及び同僚の証言から判断すると、申立人はA株式会社に継続して勤務し（昭和32年10月28日にA株式会社本社から同社C事業所に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人に係るA株式会社C事業所における昭和32年11月の社会保険事務所（当時）の記録から、1万2,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としており、ほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

東北（秋田）国民年金 事案 1819

第1 委員会の結論

申立人の平成 16 年 4 月から同年 8 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 42 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 16 年 4 月から同年 8 月まで

私が平成 16 年 10 月に A 市から B 県 C 市に転入した際、C 市役所の担当者に国民年金の免除申請の制度について教えられて同年 9 月及び同年 10 月に係る同申請を行い、それ以前の申立期間の国民年金保険料は、A 市在住中に発行されていた納付書を使い、D 銀行 E 支店の窓口で一括で納付した。

申立期間を国民年金保険料の納付済期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間に係る国民年金保険料を D 銀行 E 支店の窓口において納付したと主張しているところ、同行 E 支店が管理している申立人に関する記録は普通預金口座取引明細書のみであり、同明細書から同行 E 支店において申立人名義の普通預金口座が開設されたことは確認できるものの、ほかに申立期間の国民年金保険料の納付をうかがわせる記録は確認できないことから、同行 E 支店において国民年金保険料の納付が行われたことを推認することはできない。

また、申立期間は平成 9 年 1 月の基礎年金番号導入後の期間であり、国民年金保険料の収納事務の電算化が図られた後である上、14 年 4 月以降は国に収納事務が一元化されており、年金記録事務における事務処理の機械化が一層促進されたことを踏まえると申立期間に係る記録の過誤が生じる可能性は極めて低いと考えられる。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

東北（秋田）国民年金 事案 1820

第1 委員会の結論

申立人の昭和44年3月から46年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年3月から46年3月まで

申立期間当時は大学生であったものの、親から勧められて国民年金に加入し、アルバイトで得た収入の中から国民年金保険料を納付していた。

A市役所から実家に送付された国民年金保険料の納付書を持って同市役所で保険料を納付していたので、申立期間を国民年金保険料の納付済期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B大学が発行した在籍期間証明書により、申立人は申立期間においてC大学（当時）の学生であったことが確認でき、申立期間は国民年金の任意加入対象期間であることが認められるものの、当該期間に係る国民年金手帳記号番号払出簿において申立人の氏名は無く、申立人が国民年金の加入手続及び申立期間に係る国民年金保険料の納付を行ったと主張するA市から申立人に対し国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない。

また、オンライン記録によれば、申立人はD県E市で平成5年10月1日に国民年金の被保険者資格を取得していること、当該資格の取得処理日は7年11月29日であること、及び申立人は5年10月から6年2月までの国民年金保険料を7年11月に過年度納付していることが確認できることから、申立人に係る国民年金の加入手続及び国民年金手帳記号番号の払出しは同年11月頃に行われたものと推認され、この時点で、申立期間の保険料は、制度上、時効により納付することができない。

さらに、申立人に係るA市の国民年金被保険者名簿は確認できない上、E市の同名簿（CSVデータ）によれば、申立期間は未加入期間とされており、当該記録はオンライン記録とも一致している。

加えて、申立人は、申立期間に係る国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付金額についての記憶が定かではない上、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

東北（宮城）国民年金 事案 1821

第1 委員会の結論

申立人の昭和45年7月から48年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年7月から48年3月まで

申立期間当時、A事業所に勤務しており、昭和45年7月13日にB市役所C支所で国民年金の加入手続きを行い、申立期間の国民年金保険料を同市役所から届いた納付書で同支所の窓口において納期限までに納付していた。48年10月にD市役所に婚姻届を提出した際、加入当初からの期間の保険料が納付されていることを確認していたので、申立期間を国民年金保険料の納付済期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人に係る国民年金手帳記号番号は昭和47年12月20日にB市で払い出されていることが確認できる上、当該払出簿に記載されている申立人の前後の被保険者について、オンライン記録により確認できる任意加入被保険者の資格取得日から、申立人に係る国民年金の加入手続きは同年11月頃に行われ、申立人が20歳に到達した45年*月*日に遡って被保険者資格を取得したことが推認できる。このことから、申立期間のうち加入手続きが行われるまでの期間は未加入期間として取り扱われており、当該加入手続き前に国民年金保険料の納付書は発行されず、保険料を納付することができなかつたものと考えられる上、当該加入手続きの時点では、申立期間のうち45年7月から同年9月までの保険料は時効により納付することができない。

また、申立期間のうち昭和45年10月から47年3月までの国民年金保険料は過年度納付、同年4月から48年3月までの保険料は現年度納付することが可能である。しかし、申立人は、「D市役所に婚姻届を提出する以前の期間の国民年金保険料は、B市役所C支所で納期限までに納付して

いた。」と述べているところ、当該加入手続の時点では、申立期間のうち過年度納付の対象となる45年10月から47年3月までの保険料をB市役所及びその支所において納付することはできない上、申立人及びその夫に係るD市の国民年金被保険者名簿（紙名簿）によると、申立期間直後の昭和48年度の国民年金保険料は48年10月に夫婦共に一括納付されていることから、その時点までは、申立期間直後の同年4月から同年9月までの保険料は未納であったことが確認できる。これらのことを踏まえると、申立人が申立期間の保険料を納付していたとは考えにくい。

さらに、申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない上、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 39 年 5 月 10 日から同年 9 月 1 日まで
② 昭和 39 年 9 月 17 日から 40 年 10 月 26 日まで
③ 昭和 40 年 10 月 27 日から 44 年 3 月 11 日まで

私は、A株式会社を退職する際に、脱退手当金の説明を受けておらず、退職金を受給した記憶も無い。申立期間の年金記録が脱退手当金を受給した記録となっていることを平成 24 年に年金の裁定請求を行ったときに初めて知った。

申立期間の脱退手当金を受給した記憶は無いので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人に係る株式会社B、株式会社C及びA株式会社に係るそれぞれの健康保険厚生年金保険被保険者原票には、脱退手当金を支給したことを示す「脱」の表示がある。

また、脱退手当金の支給対象期間とされた厚生年金被保険者期間に漏れが無い上、平均標準報酬月額等の計算に誤りは無く、支給額は適正であり、被保険者資格喪失日の約9か月後に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはみられない。

さらに、申立人は「結婚することになりA株式会社を退職した時は、再就職を考えていなかった。」と述べており、また、申立期間後、昭和 52 年 12 月 28 日に国民年金の被保険者資格を取得するまでの間は、いずれの公的年金への加入記録も無い。

加えて、申立人から聴取しても、受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

東北（宮城）厚生年金 事案 3171（宮城厚生年金事案 2782 の再申立て）

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 28 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 63 年 10 月 1 日から平成元年 10 月 1 日まで
私は、昭和 59 年 7 月から平成 10 年 9 月まで、A 株式会社に勤務していたが、申立期間の標準報酬月額が 14 万 2,000 円と記録されており、その前後の 47 万円（当時の標準報酬月額の上限額）と比較して著しく低くなっている。当時は役職も変わらず、仕事も順調であった。

当時、確定申告を依頼していた税理士の名前を思い出したので、再度調査をして厚生年金保険の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、i) A 株式会社は、申立期間当時の賃金台帳及び届出書類は所在不明である旨回答しており、申立期間における給与の額及び厚生年金保険料の控除額について確認することができないこと、ii) 同社を管轄する年金事務所は、申立期間当時の書類については保存期限が経過しているため保管していない旨回答していることから、同社が申立人の申立てどおりの届出を社会保険事務所（当時）に行ったことが確認できないこと、iii) 複数の同僚に照会したが、給与計算や社会保険の届出は本社で行っており、標準報酬月額の届出の取扱い等については分からないと回答しており、申立てどおりの届出が行われたことをうかがわせる証言が得られなかったことなどを理由として、既に年金記録確認 B 地方第三者委員会（当時）の決定に基づく平成 24 年 11 月 2 日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回の再申立てに当たり、申立人は、確定申告を依頼していたとする税理士二人の名前を挙げているところ、当該税理士の一人は既に死亡してお

り当時の状況について確認することができない上、ほかの一人は、申立人の確定申告に関与したのは平成 18 年度のみであり、申立期間当時のことは不明である旨回答しており、申立期間において、申立人がその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は確認できない。

このほか、申立人がその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は無く、年金記録確認B地方第三者委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情も見当たらないことから、申立人がその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

東北（宮城）厚生年金 事案 3177

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 42 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 18 年 12 月 25 日

株式会社Aから支給された賞与が年金記録に反映されていないことが判明したので、申立期間に係る賞与を年金記録に反映させてほしい。

第3 委員会の判断の理由

株式会社Aから提出された支給控除項目一覧表により、申立人に対して申立期間に賞与が支給されていたことが確認できるものの、当該賞与から厚生年金保険料は控除されていないことが確認できる。

また、株式会社Aは、「申立人に対して平成 18 年 12 月 25 日に支給した賞与から、厚生年金保険料を控除していない。」旨回答している。

このほか、申立人が主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認めることはできない。

東北（宮城）厚生年金 事案 3178

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 34 年 2 月頃から 40 年 8 月頃まで
② 昭和 40 年 9 月頃から 45 年 7 月 1 日まで

申立期間①について、私は、昭和 34 年 2 月頃に株式会社Aに入社し、40 年 8 月頃に退社するまで継続して勤務していたにもかかわらず、厚生年金保険の加入記録が無いので記録を訂正してほしい。

申立期間②について、私は、昭和 40 年 9 月頃から 45 年 7 月 1 日までの間に株式会社Bに2度勤務したが、厚生年金保険の記録が無い。勤務した期間をはっきり覚えていないため、当該期間を調査して厚生年金保険の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人は、「C職の派遣社員として株式会社Aに直接採用された。」旨述べているところ、株式会社Aは、「保管している人事記録に申立人の在籍記録は無い上、当社の事業はD業務であり、E業務は下請企業が行っているため、C職などのE業務担当の者を当社が直接雇い入れることは考え難いことから、申立人は下請企業に雇用されていたのではないかと思われるが、申立期間①当時の下請企業を特定することはできない。」旨回答しており、申立人の当該期間における勤務実態を確認することができない。

また、申立人の株式会社Aにおける雇用保険の加入記録は見当たらない。

さらに、申立人は、申立期間①当時の同僚等の氏名について記憶していないため、株式会社Aの健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿を確認したところ、申立期間①に厚生年金保険被保険者資格を取得した従業員数は800人以上となるため申立人の同僚を特定できず、申立人の申立期間

①における勤務実態及び厚生年金保険の加入状況等について証言を得ることができない。

申立期間②について、申立人は、「株式会社Bには、申立期間②の間に2度勤務した。」と述べているところ、昭和43年9月21日から44年2月26日までは株式会社Bにおいて雇用保険に加入していることが確認できることから、当該期間については、申立人が同社に勤務していたことが確認できる。

しかしながら、株式会社Bは、申立期間②当時の資料は残っていないとしており、申立人の厚生年金保険料の控除等について確認することができない。

また、申立人は、「株式会社Bでは、Fの立場の者の下でC職の仕事をした。」旨述べているところ、株式会社Bの健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿により、申立期間②に厚生年金保険被保険者であった者のうち9人に照会したところ、回答があった7人のうち、当時の社会保険事務の担当者は、「C職は、社員ではなく請負であった。C職でも、Fの立場の者は現場の責任者なので雇用保険及び厚生年金保険に加入していたが、その下で仕事をするC職は、雇用保険には加入していたが厚生年金保険には加入していなかった。」旨証言しているほか、回答があった複数の者も、当該社会保険事務の担当者と同様の証言をしている。

さらに、G県H市（現在は、I市）及びJ県K市の国民年金被保険者名簿及び国民年金被保険者台帳並びに申立人が所持する納付書・領収証書により、申立人は、申立期間②のうち昭和43年4月から45年6月までは国民年金保険料を納付していることが確認できる。

このほか、申立人が申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 27 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 53 年 3 月頃から同年 12 月頃まで
② 昭和 55 年 1 月 21 日から同年 7 月 21 日まで
③ 昭和 62 年 11 月 2 日から 63 年 5 月 1 日まで
④ 昭和 63 年 6 月 21 日から同年 9 月 21 日まで

申立期間①について、私は、正社員として株式会社A（現在は、株式会社B）に勤務したが、厚生年金保険の加入記録が無い。

申立期間②について、私は、季節労働者として株式会社CのD事業所（現在は、株式会社CのE事業所）に勤務したが、厚生年金保険の加入記録が無い。

申立期間③について、私は、季節労働者としてF株式会社G事業所に勤務したが、厚生年金保険の加入記録が無い。

申立期間④について、私は、季節労働者としてH株式会社I事業所に勤務したが、厚生年金保険の加入記録が無い。

申立期間について、給料から厚生年金保険料が控除されていたので、厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人は社員旅行の写真を提出し、正社員として株式会社Aに勤務したと述べているところ、株式会社Bは、「申立人が所持する写真に申立期間当時勤務していた従業員が写っていることから、申立人は当社に勤務していたと思われるが、人事記録が無いため申立人の勤務期間は確認できない。」旨回答していることから、勤務期間を特定することはできないが、申立人が株式会社Aに勤務していたことが推認できる。

しかしながら、株式会社Bは、同社が保管している昭和 53 年の健康保

険厚生年金保険被保険者資格取得届に申立人の記録が見当たらないことから、申立人は厚生年金保険に加入していなかったと思うとしている。

また、申立期間①に係る株式会社Aの健康保険厚生年金保険被保険者原票によれば、整理番号に欠番が無い上、申立人の記録は見当たらない。

さらに、申立人の株式会社Aにおける雇用保険の加入記録は見当たらない。

申立期間②について、株式会社CのE事業所が保管している労働者名簿に記載されている申立人の同社D事業所における入社及び除籍年月日と、申立人の雇用保険の加入記録が一致していることから、申立人は、申立期間②に同社D事業所に勤務していたことが確認できる。

しかしながら、株式会社Cは、上記労働者名簿以外の資料は無く、申立人の厚生年金保険加入の有無について確認できないとしている上、「厚生年金基金に加入していれば厚生年金保険にも加入していたことになるが、申立期間当時の厚生年金基金の資料には申立人の記録は見当たらないため、厚生年金保険には加入していなかったと思われる。」旨回答している。

また、株式会社CのD事業所の健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿によれば、申立人が雇用保険に加入した昭和55年1月21日に厚生年金保険被保険者資格を取得した15人の中に、申立人と寮の3人部屋で同室だったとする1人の厚生年金保険の加入記録が確認できるところ、もう1人の厚生年金保険の加入記録は見当たらないほか、同社D事業所に複数回勤務した別の同僚には、厚生年金保険の加入記録はあるが雇用保険の加入記録が無い期間及び雇用保険の加入記録はあるが厚生年金保険の加入記録が無い期間があることから、同社D事業所では厚生年金保険の取扱いが区々であったことが推認できる。

申立期間③について、申立人が所持しているF株式会社G事業所の季節従業員雇用契約書に記載されている雇用期間と、申立人の雇用保険の加入記録が一致していることから、申立人は、申立期間③に同社G事業所に勤務していたことが確認できる。

しかしながら、F株式会社は、申立期間③に係る健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認および標準報酬決定通知書の控えに申立人の記録は見当たらないとしており、「季節労働者は、雇用保険には加入していたが、厚生年金保険は加入するかどうか本人の希望を聞いていたと思う。」旨回答している。

このことについて、F株式会社G事業所のオンライン記録により、申立人の雇用期間の始期である昭和62年11月2日に厚生年金保険被保険者資格を取得した8人に照会したところ、回答があった者のうち季節労働者であったとする2人は、入社の際に同社G事業所に年金手帳を提出したことを覚えており、そのうちの1人は、「厚生年金保険に加入するために年金

手帳を提出したと思う。」としており、もう1人は、「季節労働者でも、年金手帳を提出した人は厚生年金保険に加入していたと思う。」旨証言しているところ、申立人は、年金手帳を事業所に提出していないと思うと述べている。

申立期間④について、申立人は、所持している期間社員証の発行日である昭和63年6月21日から3か月後の同年9月20日までH株式会社I事業所に勤務したと述べているところ、申立人の雇用保険の加入記録は同年6月21日から同年7月30日までとなっており、申立期間④のうち、当該期間は同社I事業所に勤務していたことが確認できる。

しかしながら、H株式会社は、同社が保管している申立期間④に係る健康保険厚生年金保険被保険者資格取得届及び同資格喪失届には申立人の記録は見当たらないとしている。

また、H株式会社は、「季節労働者は、厚生年金保険には加入していない。」旨回答しているところ、オンライン記録により、申立人が同社I事業所で雇用保険に加入した昭和63年6月21日に厚生年金保険被保険者資格を取得した4人は、厚生年金保険及び雇用保険の加入記録が長期間であることから、いずれも正社員であったことが推認できる。

さらに、J県K郡L町（現在は、M市）の国民年金被保険者台帳により、申立人は、申立期間①から④まで国民年金に加入し、国民年金保険料を納付していることが確認できる。

このほか、申立人が申立期間①から④までに係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間①から④までに係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

東北（宮城）厚生年金 事案 3180

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 49 年 4 月 1 日から 55 年 5 月 1 日まで
② 昭和 55 年 5 月 1 日から 57 年 12 月 31 日まで

申立期間①は株式会社Aに勤務しており、給料が月 30 万円あれば生活できると考え昭和 53 年 5 月に結婚を決断した記憶がある。それ以前の給料はもう少し低額であったが、徐々に高くなっていったと思う。

申立期間②の株式会社B（現在は、株式会社C）では、私は取締役になり給料は年俸制で 460 万円であった。

申立期間①及び②の標準報酬月額が、私が記憶している当時の給料額と相違し、低い金額となっていることに納得できないので、申立期間の標準報酬月額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

閉鎖登記簿によると、株式会社Aは、平成 15 年 11 月 * 日に破産終結しているが、その当時の代表取締役であり、株式会社Bの申立期間当時の代表取締役であった者は、当時の資料は無く詳細については不明としている上、株式会社Cは、当時の職員は退職しており詳細は不明と回答していることから、申立人の給与支給額及び厚生年金保険料の控除額を確認することができない。

また、オンライン記録によると、申立人と同時期に株式会社Aに入社し、株式会社Bの取締役となったとする同僚の両社における標準報酬月額は、申立人とほぼ同額であることが確認でき、申立人の標準報酬月額のみが低額であるという事情は見当たらない。

さらに、申立人は、株式会社A又は株式会社Bのものとする2月分給料

明細書を提出しているが、支給年の記載が無いことから期間を特定することはできない。しかしながら、上記給料明細書の総支給額は 18 万円であることが確認できるところ、記載されている厚生年金保険料及び健康保険料控除額は、昭和 54 年 2 月における標準報酬月額 18 万円に見合う保険料額である上、雇用保険料控除額及び所得税額についても同年 2 月の金額と符合することを踏まえると、申立人が所持する給料明細書は、54 年 2 月分であると推認でき、申立人の同年 2 月のオンライン記録の標準報酬月額 18 万円と一致している。

加えて、申立期間当時、株式会社 A 又は株式会社 B において厚生年金保険の被保険者資格を取得している者のうち、申立人と同時期に株式会社 A の被保険者資格を喪失し、株式会社 B の被保険者資格を取得している者等 17 人に照会したところ、11 人から回答があったが、申立人の標準報酬月額について具体的な証言を得ることはできなかった。

その上、申立人に係る株式会社 A 及び株式会社 B の健康保険厚生年金保険被保険者原票において、申立期間の標準報酬月額を遡及して訂正しているなどの処理は認められない上、当該記録はオンライン記録と一致していることが確認できる。

このほか、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間についてその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

東北（宮城）厚生年金 事案 3181

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 41 年 8 月 1 日から 42 年 8 月 1 日まで

私は、昭和 41 年 8 月から 48 年 7 月まで株式会社Aに勤務したが、厚生年金保険の被保険者資格取得日が 42 年 8 月 1 日となっており、申立期間における被保険者記録が無い。

しかし、申立期間当時は、子供が生まれ経済的に苦しく、前職を昭和 41 年 6 月に離職後 1 年余りも働けなかったわけではない。

私の厚生年金保険の加入記録をみると、申立期間以外は離職後 2 か月ぐらいまでに再就職した会社において被保険者資格を取得していることが確認できることから、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 41 年 8 月 1 日から株式会社Aに勤務したと述べているところ、同社は、「平成 22 年 1 月 31 日に会社を閉鎖しており、現在は稼働していない。申立人の勤務実態や厚生年金保険料の控除の状況が分かる資料等については、年数経過により保管していない。申立期間当時は、社会保険事務所（当時）の職員が定期又は臨時調査で訪れ、タイムカード、労働者名簿等の調査をしていた時代で、当時の厚生年金保険事務担当者はきちょうめんな人であったことから、申立人の勤務については国の記録どおりであると思う。」旨回答している。

また、株式会社Aの申立期間当時の事業主は既に死亡しており、厚生年金保険事務担当者は所在が確認できないことから、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険の取扱いについての関連資料及び具体的な証言を得ることができない。

さらに、株式会社Aは昭和44年7月21日に雇用保険の適用事業所となっており、申立人は同日から雇用保険の被保険者資格を取得していることから、申立期間の勤務実態を確認することができない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。